

<磯子区会計年度任用職員（こども家庭支援課 乳幼児健康診査）登録募集職種一覧>

※各職は、この一覧の勤務条件の範囲内で設定されます。

任用が必要になった際は、その職のより具体的な勤務条件をお伝えしたうえで選考を行います。

職名称	業務内容	資格要件	勤務日	勤務時間
会計年度任用職員 （乳幼児健康診査・看護職スタッフ）	計測業務、診察介助、その他健診に必要な業務	看護師・保健師・助産師 のいずれか	火・水・木曜日のうち 乳幼児健康診査等を実施する日	8:30～17:15のうち 1日あたり 4時間
会計年度任用職員 （乳幼児健康診査・栄養士スタッフ）	集団指導授業、個別相談業務、その他健診に必要な業務	栄養士	水・木曜日のうち 乳幼児健康診査等を実施する日	8:30～17:15のうち 1日あたり 4時間
会計年度任用職員 （乳幼児健康診査・歯科衛生士スタッフ）	歯科診察介助、集団指導、個別相談、1歳6か月児歯科事後指導、その他健診に必要な業務	歯科衛生士	水・木・金曜日のうち 乳幼児健康診査等を実施する日	8:30～17:15のうち 1日あたり 4時間～6時間15分

■各職種共通の勤務条件

【勤務地】磯子区福祉保健センター

【任用期間】令和8年5月1日から令和9年3月31日までの範囲で、必要な期間

【報酬額】時給1,856円 ※この金額については、市会での予算決議後に確定します。

【報酬支給】翌月払い・毎月21日

【通勤費用】実費相当額を支給

【期末手当・勤勉手当】一定の要件を満たす場合に支給

【社会保険】一定の要件を満たす場合に加入（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）

【休暇】一定の要件を満たす場合に年次休暇、夏季休暇等を付与

※その他の勤務条件等については、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

※制度の変更等により、任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。